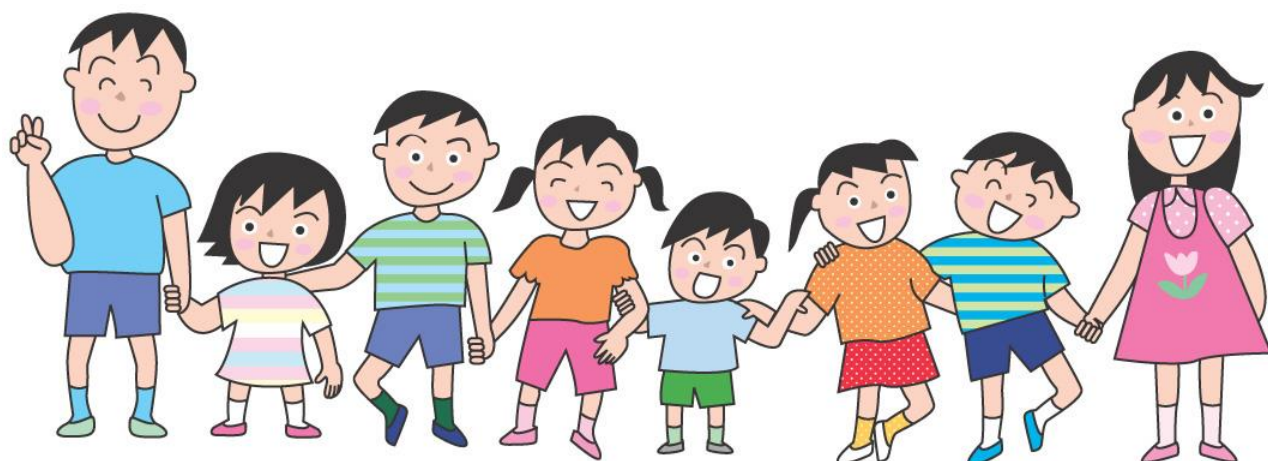


# 学校いじめ防止基本方針



2023年度

## 鈴鹿市立郡山小学校

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

学校は、保護者・地域住民・関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有します。

「鈴鹿市立郡山小学校 いじめ防止基本方針」は「いじめ防止対策推進法」及び「鈴鹿市いじめ防止基本方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活をおくることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものです。

### **(1) 教職員は、いじめをなくすために鋭い人権感覚を持って取り組みます**

○いじめは、全ての児童に関係する問題であることを念頭に置き、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、とりわけ教職員はいじめを見抜く鋭い人権感覚を持ち、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に取り組みます。

### **(2) 児童には、いじめの問題の重要性を理解させます。**

○全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめが絶対に許されない行為であることやいじめられた児童の心身に及ぼす深刻な影響等について、児童が十分に理解できるように取り組みます。

### **(3) いじめの問題に正しく向き合う児童を育みます。**

○全ての児童が相手を思いやり、自他の命を尊重する心を持ち、互いの個性や人権を尊重する共に支え合う力と、児童の主体的な活動を促す自立する力を育むことができるよう取り組みます。

### **(4) 地域ぐるみで、いじめの問題に取り組みます。**

○いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、地域ぐるみで取り組みます。

## 2 「いじめ」とは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 具体的ないじめの態様

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

### (3) いじめのとりえ方

- いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る問題であり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。
- いじめは、学校の内外を問わず起こり得る問題である。
- いじめは、表面化した問題だけでなく、いじめにつながる小さな芽は、日常的に起こっている。
- いじめは、「いじめ」を行う子どもと「いじめ」を受ける子どもだけでなく、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」から成る、集団の課題としてとらえる。

## 3 いじめ防止等のための基本的な考え方

### (1) いじめの未然防止について

いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る問題であることから、未然防止対策が、とりわけ重要であることを教職員は十分に自覚することが大切であるとの考えの下に、未然防止対策を推進します。

### ①学校教育活動全体を通じた道徳教育の充実

道徳の時間を中心に教育活動全体を通して、児童が「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」という認識を持てるように、道徳教育推進教師をはじめ全教職員が道徳教育の充実に取り組みます。

### ②ファミリー（縦割り班）活動の充実

ファミリー活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、他の児童とよりよく関わる力を身につけさせます。また担当教員の支援や指導、高学年児童のリーダーシップの下、全校児童がお互いを大切に思い、やさしく接することができるようにします。

### ③保護者・地域への啓発活動

いじめ問題に対する学校の認識や対応方針を保護者・地域に周知し、協力や情報提供を依頼します。また、学校・学年だよりを通していじめ問題を啓発します。

## (2) いじめの早期発見について

### ①いじめアンケートの実施

全校児童を対象にいじめアンケートを実施し、調査結果をもとに学級担任が児童と面談を行います。学年、学校全体で情報共有を行い、指導に活用します。

### ②相談体制の整備

スクールカウンセラーやスクールライフサポーターを活用し、児童や保護者、全教職員が相談を受けることができる体制作りに努めます。

### ③情報モラル教育の充実

情報モラル教育を推進し、児童がインターネットを正しく利用し、マナーについての理解を深め、インターネットやラインなどで、いじめの加害者や被害者にならないよう指導します。

## 4 いじめ防止等のための組織等

「いじめ防止対策推進法」第22条

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）より

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その

他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

**(1) 名 称**

「郡山小学校いじめ対策委員会」

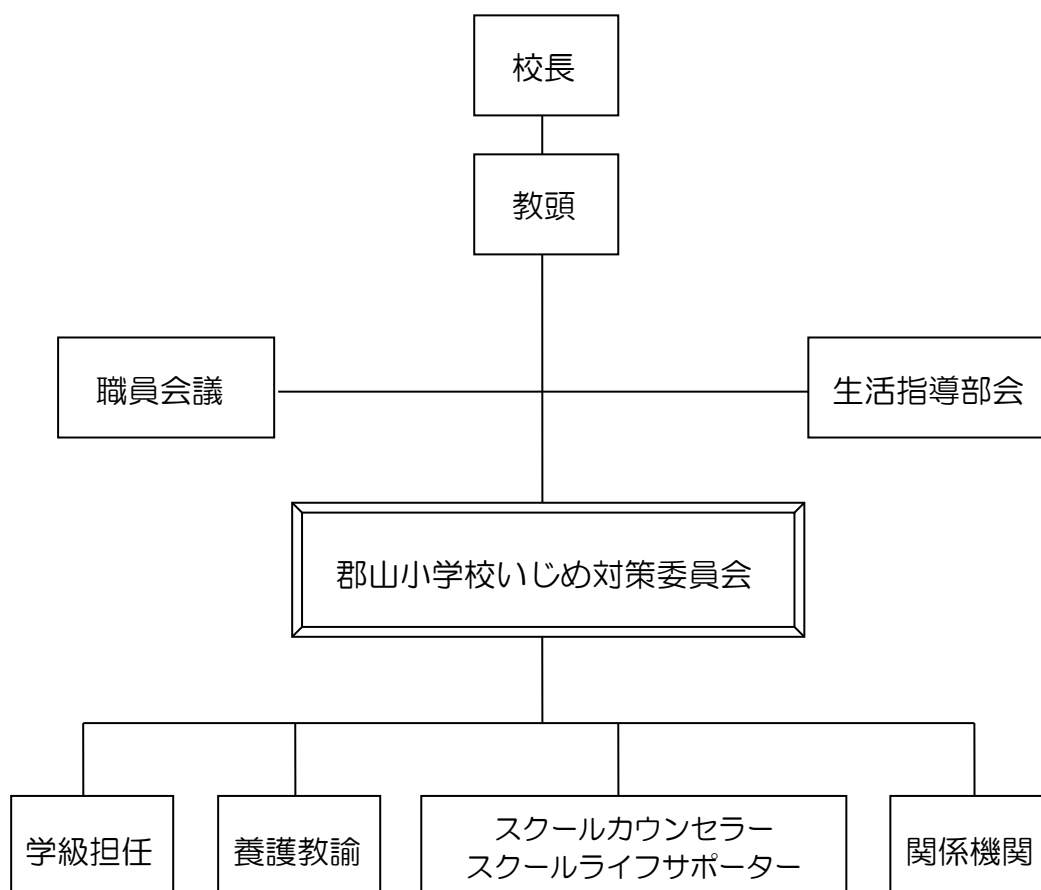
**(2) 目 的**

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行います。

**(3) 構 成 員**

校長，教頭，生活指導部，養護教諭，その他必要に応じて召集します。

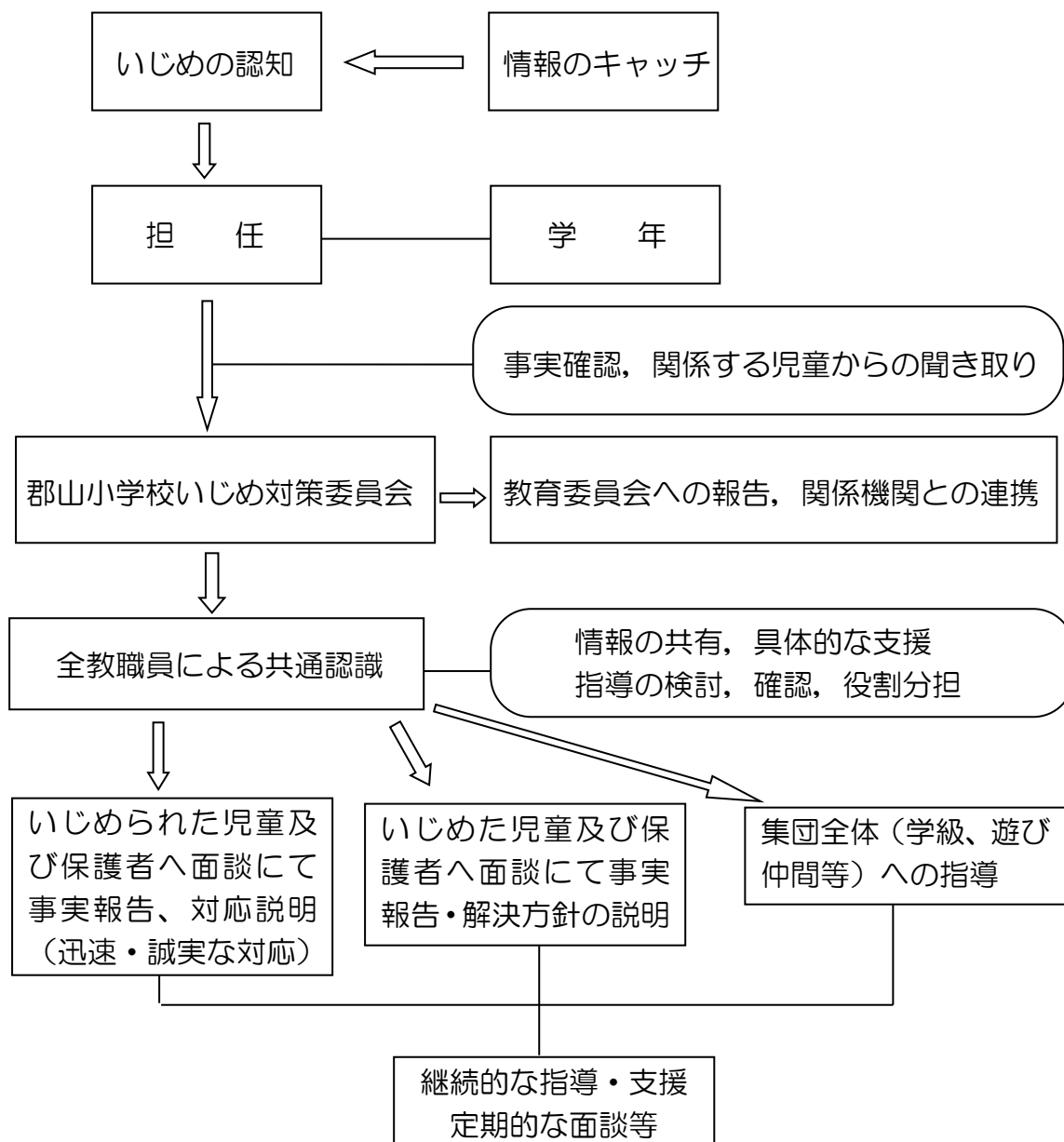
**(4) 指導体制**



## (5) 役 割

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組を実施します。
- いじめの相談・通報の窓口になります。
- いじめに関する情報や児童の問題行動などに係る情報を収集、記録し共有します。
- いじめに関する情報があったときには緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携、教育委員会への報告といった対応を組織的に実施します。

## 5 いじめ発生時の対応



## 6 重大事態への対処

「いじめ防止対策推進法」第28条

(学校の設置者又はその設置する学校による対処) より

### (1) 重大事態とは

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合で、例えば次のようなケースが想定されます。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、「相当の期間」については、年間10日程度を一つの目安とします。

ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組みます。

なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという児童や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処します。

### (2) 対処の方法

#### 【調査の主体が学校の場合】

- 重大事態が発生した場合、教育委員会に速やかに報告します。
- 郡山小学校いじめ対策委員会を中心として、事実内容を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとります。
- 調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童・保護者に対し、必要な情報を適切に提供します。
- 調査結果を教育委員会に報告します。
- 学校は調査結果を踏まえた必要な措置を行います。

#### 【調査の主体が教育委員会の場合】

- 教育委員会の指示のもと、必要な資料の提出等、調査に協力します。

## 7 いじめ相談窓口

児童及び保護者がいじめに関して相談できる体制を整備します。

### (1) 学校でのいじめ相談

- スクールカウンセラーやスクールライフサポーターの来校時間を周知し、教育相談を実施します。
- 児童や保護者が気軽に相談できる関係を作ることに努めます。
- 相談内容によっては指導を継続し、必要であれば学校以外の医療機関や専門機関を紹介したり、周知したりします。

### (2) いじめ相談窓口

いじめ問題に悩む児童や保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう、鈴鹿市や三重県等が行っている相談窓口です。

#### 【鈴鹿市の相談窓口】

- いじめ SOS テレホン 電話 059-382-9250
- いじめ SOS メール E-mail : ijime-sos@city.suzuka.lg.jp
- 子ども家庭支援課相談窓口 電話 059-382-9140
- 子ども人権相談 電話 059-384-7422

#### 【その他の相談窓口】

- いじめ電話相談 「三重県教育委員会」  
電話 059-226-3729 (毎日 24 時間)
- こどもホットダイヤル 「三重県健康福祉部子ども局子ども未来室」  
電話 0800-200-2555 (毎日 13 時～21 時)
- チャイルドライン MIE 「NPO 団体チャイルドライン」  
電話 0120-99-7777 (月～土 16 時～21 時)
- 少年相談 110 番 「三重県警察本部」  
電話 0120-41-7867 (月～金 9 時～17 時)
- 少年サポートセンター 「四日市南警察署」  
電話 059-354-7867 (月～金 9 時～17 時)
- 子どもの人権 110 番 「法務局 人権擁護委員」  
電話 0120-007-110 (平日 8 時 30 分～17 時 15 分)
- 子どもの人権 SOS-e メール 「法務局 人権擁護委員」  
<https://www.jinken.go.jp>